

岩手県告示第 189 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、県営江釣子第一地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成 19 年 3 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
北上市滑田 15 地割	90 番 1	田	田	699	117
〃	98 番 1	〃	〃	484	273
〃	119 番 1	〃	〃	515	325
〃	149 番 2	〃	〃	495	159
〃	154 番 2	〃	〃	846	61
〃	227 番	〃	〃	1,361	928
北上市滑田 16 地割	11 番 1	〃	〃	290	90
〃	57 番 1	〃	〃	862	428
〃	57 番 7	〃	〃	426	311
〃	82 番	〃	〃	1,031	115
〃	114 番 1	〃	〃	1,649	105
〃	116 番 1	〃	〃	154	109
〃	121 番	〃	〃	479	373
〃	176 番 1	〃	〃	998	546
〃	181 番 1	〃	〃	1,007	260